

2026年4月1日

各位

株式会社北國銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、当座預金出金帳の取扱開始に伴い、2026年4月1日（水）より下記の通り当座勘定規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

（1）改定となる規定

- ・当座勘定規定

（2）改定日

2026年4月1日（水）

（3）主な改定内容

次の条項について、当座勘定規定の取扱いを変更します。

当座勘定規定／改定前後対照表

※改定箇所赤線部削除

改定前	改定後
<p>（一般当座口） 第8条（手形、小切手用紙等） ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙</u>、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（北國ファミリーチェック口） 第8条（手形、小切手用紙等） ⑤ <u>小切手用紙、手形用紙</u>、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>（一般当座口） 第8条（手形、小切手用紙等） ⑤ 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（北國ファミリーチェック口） 第8条（手形、小切手用紙等） ⑤ 払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

以上